

法曹養成制度改革顧問会議運営要領

〔平成25年9月17日〕

法曹養成制度改革推進会議議長決定

- 1 法曹養成制度改革顧問会議（以下「会議」という。）は、座長が招集する。
- 2 座長は、議事を整理する。
- 3 座長は、座長代理を指名する。座長代理は、座長が欠席の場合にその職務を代理する。
- 4 会議は、報道機関に公開する。ただし、座長は、必要があると認めるときは、会議に諮って非公開とすることができる。
- 5 会議資料及び会議の議事録は、会議終了後速やかに内閣官房ウェブサイトで公表する。ただし、座長は、会議を非公開とした場合の資料及び議事録を公表しないことができる。その他、座長は、必要があると認めるときは、会議に諮って資料を公表しないことができる。